感染症による出席停止及び治癒証明書について

次の疾病は、学校保健安全法第19条によって、他の生徒に感染するおそれがある間は、登校できません。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、
	ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルスであるもの
	に限る) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。) 及
	び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6
	号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)
第2種	インフルエンザ*(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくか
	ぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス
	属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有
	することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結
	膜炎、その他の感染症*

疾病が治癒し、医師から登校許可がありましたら、医療機関にて下記の「治癒証明(登校許可)書に証明を受け、担任へ提出してください。(この頁をコピーして使用又は本校HPでダウンロードしても可) この様式以外の治癒証明書でも内容が同等であれば結構です。

- *インフルエンザに罹患した場合は保護者の記入による「インフルエンザ治療報告書」の提出で代替することができます。(様式は次頁)
- *新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は学校のホームページの「新型コロナウイルス感染症に係る特別欠席届」を使用してください。
- *第3種の「その他の感染症」については医師が出席停止の必要を認める感染症となります。 ノロウィルスによる 感染性胃腸炎等も医師が認めれば対象となります。

担当医 殿

愛知県立江南高等学校長

お手数をおかけしますが、感染拡大防止のため、下記の様式にご記入をお願いします。

学校感染症治癒証明(登校許可)書

- 1 生徒氏名
- 2 病 名
- 3 出席停止期間 令和 年 月 日より、令和 年 月 日まで 上記の疾病が治癒しましたので、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

インフルエンザに罹患した場合、保護者の記入による「インフルエンザ治癒報告書」で代替することができます。 裏面にインフルエンザの罹患及び治療が確認できる書類(薬の処方箋等)を添付してください。 報告書等について、不明な点があれば担任か保健室までお問い合わせください。

インフルエンザ治癒報告書

	愛知県立江南高等学校長 宛		
1	生徒氏名年	_組番 氏名	
2	病 名 インフルエン	/ザ 型	
3	治療を受けた医療機関名 		
4	出席停止期間		
		「に発病し、治療のため令和 年 月 校許可が有りましたので登校させます。	日まで
		令和 年 月 日	
		保護者名	

*周囲への感染拡大を防ぐために必ず医師の指示に従ってください。 発症したあと5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでは登校できません。

この様式をコピーして使用してください。(学校のHPからダウンロードすることもできます)